

プロポジション65

- カリフォルニア州 安全飲料水及び有害物質執行法
 - ◆ 発がん性物質・生殖毒性物質に関する(表示等の)警告義務
 - ◆ 対象物質は有害性評価に基づき選定
 - ◆ リスクが一定以下であることを事業者が証明できれば、警告は不要